

大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公告日：令和 7 年 10 月 10 日

届出年月日：令和 7 年 5 月 19 日

店舗名：マックスバリュ島之内店・ダイソー島之内店

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 7 年 10 月 10 日から令和 7 年 11 月 10 日 まで

意見の概要：別紙のとおり

(実施要領様式第6号)

受理年月日	R7 年 9 月 19 日
受理番号	
備考	



意見書

宮産第155号3
令和7年9月18日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎市長 清山 知憲



令和7年5月26日付け25010-1124-12で照会のあった大規模小売店舗の
届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：マックスバリュ島之内店・ダイソー島之内店
所在地：宮崎市大字島之内字境田6358番1 外
- 2 意見
なし
- 3 留意事項
なし

〔 文書取扱：観光商工部産業政策課
電 話：21-1792 〕